

1 横浜市のマンション支援策

1 マンション管理相談

管理組合の運営や共用部分の維持管理など、マンションに関するさまざまな相談を実施しています。

対 象	管理組合理事長等の役員又は区分所有者等
場 所	ハウスクエア横浜「住まいの相談カウンター」 横浜市都筑区中川 1-4-1
時 間	毎週土曜日 13時～17時（予約制）
費 用	無料
問合せ先	ハウスクエア横浜「住まいの相談カウンター」 TEL 912-7482 FAX 912-4711 http://www.rifokyou.or.jp/mansion_kanri/index.html

2 マンション・アドバイザー派遣事業

マンションの適正な維持管理や建替え・大規模改修等を支援するため、専門家を管理組合へ派遣します。土、日、夜間も派遣が可能です。年度6回まで派遣します。

対 象	分譲マンションの管理組合又は管理組合の承認を得た委員会（大規模修繕工事委員会等）
条 件	浜市マンション登録制度への登録が必要です。
費 用	通算で初回は無料、2回目以降12,000円/回
問合せ先	NPO 横浜市住宅リフォーム促進協議会 TEL 912-7474 FAX 912-4711 http://www.rifokyou.or.jp/mansion_kanri/index.html

3 マンション登録制度

マンションの情報を登録していただき、市が管理の実態把握等に役立てるとともに、登録管理組合には、セミナーの開催案内などマンション管理に役立つ情報を提供しています。

対 象	分譲マンションの管理組合
費 用	無料（※本制度の登録を条件にした支援事業があります。）
問合せ先	NPO 横浜市住宅リフォーム促進協議会 TEL 912-7474 FAX 912-4711 http://www.rifokyou.or.jp/touroku/index.html

4 マンション管理組合サポートセンター事業

管理組合関係者が気軽に参加できる「交流会」を開催し、管理組合相互の情報交換や専門家によるアドバイスを実施しています。

対 象	理事等の役員や専門委員会の委員及び区分所有者等の管理組合関係者
場 所	18区で開催しています。（※会場は、事務局へ問合せください。）
時 間	原則毎月第1日曜日、9時30分から11時30分
費 用	無料
問合せ先	横浜市マンション管理組合サポートセンター事務局 TEL FAX 663-5459 http://www.yokohama-ysc.jp/ysc/koryukai.html

5 マンション再生支援事業

マンションの大規模改修や建替えなどを行おうとするマンション管理組合等に対して、円滑な合意形成を支援するために、その業務に要する検討費用の一部を補助します。

対 象	マンションの大規模改修及び建替えに関する検討 （大規模修繕等の通常の維持管理に係る管理組合の活動経費は、補助の対象になりません。）
条 件	マンション再生活動を行うこと及びその経費について、管理組合で議決していること。 横浜市マンション登録制度への登録が必要です。
補助内容	検討費用の1/2かつ30万円以内（複数管理組合で組織する団体の場合は60万円以内） で、5年を限度として利用できます。
問合せ先	横浜市建築局住宅再生課 TEL 671-4083 FAX 671-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/keikaku/saisei/

6 団地再生支援事業

団地再生に取り組みたいと考える団地から再生提案を募集し、団地再生マスタープランの策定や勉強会の開催など、団地の課題や将来像を共有するための支援を実施します。

対象団地	築30年以上（1983年までに完成）経過している、横浜市内の団地であること。 団地の規模（戸数、棟数）は問わない。1棟でも複数棟でも可能。
支援内容	・団地内居住者に対する再生の進め方等、出前講座の開催 ・団地内の再生に向けた会合等に参加し、課題整理や考え方等の助言や情報提供、資料の整理などのコーディネート業務 ・団地再生マスタープランの策定を支援（団地の課題や将来像を共有する）等
問合せ先	横浜市建築局住宅再生課 TEL 671-2954 FAX 671-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/danchi-proposal/chosa/

7 マンション・バリアフリー化等支援事業

マンション共用部分のバリアフリー化等（傾斜路・手すり・エレベータ）整備費用の一部を補助します。

対象	分譲マンションの管理組合
条件	バリアフリー化等整備を行うこと及びその費用について、管理組合で議決していること。横浜市マンション登録制度への登録が必要です。
補助内容	費用の1/2かつ30万円以内。（複数管理組合で組織する団体の場合は60万円以内、手すり設置の場合は、1戸当たり8,000円と比較して低い方。）
問合せ先	横浜市建築局住宅再生課 TEL 671-4083 FAX 671-2756

8 マンション耐震診断支援事業

分譲マンションに対して無料で予備診断を実施し、予備診断で「本診断（精密診断）が必要」と判定されたマンションの本診断費用（第三者評定要）の一部を補助します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された分譲マンション 区分所有されたマンションであり、かつ、延べ面積の過半が共同住宅であるもの（店舗等が併設されている場合）で、次のいずれかに該当するマンション <ul style="list-style-type: none"> ア 住戸数の半分以上に区分所有者本人が居住しているもの イ 地上3階以上かつ延べ面積1,000㎡以上 建築図面（平面図、構造図等）を備えているマンション 横浜市マンション登録制度に登録しているマンション
事業内容	予備診断は無料。 本診断は、診断費用の2/3（上限なし）を補助します。なお、「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する場合で、平成27年12月31日までに本診断が完了し結果を市長に報告するもの、及び「要安全確認計画記載建築物」に該当する場合で、平成28年12月31日までに本診断が完了し結果を市長に報告するものについては、診断費用（上限あり）の5/6を補助します。
問合せ先	横浜市建築局建築防災課（耐震担当） TEL 671-2943 FAX 641-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mantai/sindan/

9 マンション耐震改修促進事業

分譲マンションの耐震設計及び耐震改修工事費用の一部を補助します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 本診断の結果、「耐震改修が必要」と判定されたマンション 耐震改修設計実施時に、耐震改修計画の認定（第三者評定要）又は建築確認等を得るもの 地震に対して安全な構造とする旨の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
補助内容	耐震設計費及び耐震改修工事に係る工事監理費の2/3（上限なし）、耐震改修工事費の1/3（規模に応じて、上限2千万～5千万円）を補助します。
問合せ先	横浜市建築局建築防災課（耐震担当） TEL 671-2943 FAX 641-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mantai/kaishu/

10 マンション段階改修促進事業

分譲マンションの管理組合等が、耐震改修のうち段階的な改修（合理的な理由により2回に分けて行う耐震改修工事）を行う場合に、耐震設計及び耐震改修工事費用の一部を補助します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> 本診断の結果、「耐震改修が必要」と判定されたマンション 耐震改修設計実施時に、耐震改修計画の認定（第三者評定要）又は建築確認等を得るもの 地震に対して安全な構造とする旨の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの
条件	建物全体の耐震改修計画が必要です。
補助内容	耐震設計費用の2/3（上限なし）、1回目及び2回目の耐震改修工事にかかる工事監理費用の2/3（上限なし）、1回目の耐震改修工事費用の1/3（※）、2回目の耐震改修工事費用の1/3（※）を補助します。 ※限度額があります。
問合せ先	横浜市建築局建築防災課（耐震担当） TEL 671-2943 FAX 641-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/mantai/dankai/

11 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

多数の人が利用する民間建築物の吹付け建材について、アスベスト含有調査を行います。また、吹付けアスベスト等の除去や封じ込めに要する費用の一部を補助します。

（ただし、共同住宅については、共用部分（エレベーターシャフト、空調機械室等）に限ります。）

事業内容	アスベスト含有調査は無料（1棟あたり2箇所まで）。市が委託している調査者を派遣します。アスベスト除去等は、対象費用の2/3以内（上限300万円）を補助します。
問合せ先	横浜市建築局建築防災課（耐震担当） TEL 671-2943 FAX 641-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/bousai/asubesuto/

12 マンション建替え促進事業

国の優良建築物等整備事業制度要綱（H6建設省住街発63号）に基づき、市内マンション建替事業の施行者に対し、これに要する費用の一部を助成します。詳細は、お問い合わせください。

問合せ先	横浜市建築局住宅再生課 TEL 671-4083 FAX 671-2756 http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/minju/
------	---